

三重県行政W A N単独地域機関アクセス回線
（閉域網）の利用に関する仕様書

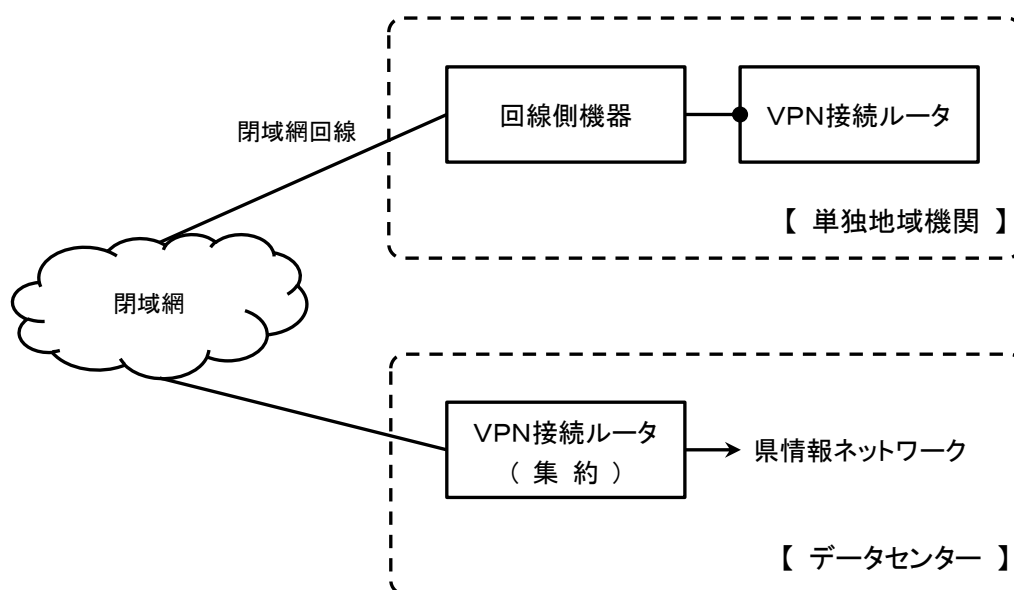
令和7年7月
三重県

目 次

1. 背景及び目的.....	3
1.1. はじめに.....	3
1.2. 背景.....	3
1.3. 目的.....	3
2. 事業概要.....	3
2.1. 契約名	3
2.2. 契約期間.....	3
2.3. 履行場所.....	3
2.4. 業務概要.....	4
2.4.1. 回線準備期間における業務	4
2.4.2. 提供期間における業務	5
2.4.3. 回線提供期間終了時における業務	5
2.5. 支払条件.....	5
2.6. 注意事項.....	5
3. システム構成.....	6
3.1. 全体構成.....	6
3.2. 調達範囲.....	6
3.3. 責任分界点	6
3.4. 役割分担.....	7
4. 納品成果物	8
4.1. 文書成果物	8
4.1.1. 業務計画書.....	8
4.1.2. 各種設計書、完成図書及び報告書	9
4.1.3. 打合せ議事録	9
5. 回線準備期間における要求仕様	9
5.1. スケジュール調整	9
5.2. 単独地域機関アクセス回線（閉域網）の設計	9
5.3. 単独地域機関アクセス回線（閉域網）の調達	10
5.4. 保守設計.....	10
5.5. 単独地域機関アクセス回線（閉域網）の敷設業務	10
5.6. 既存機器の撤去.....	10
6. 提供期間における要求事項.....	11
6.1. 単独地域機関アクセス回線（閉域網）の提供	11
6.2. 保守業務.....	11
7. 提供期間終了時における要求事項.....	11
7.1. 導入機器の撤去.....	11

<用語の定義>

No	用語	説明
1	閉域網回線	単独地域機関から閉域網による通信ができるように受託事業者が提供する回線のこと。
2	回線側機器	受託事業者から提供される機器(ONU、ケーブルモデム等)のこと。
3	単独地域機関アクセス回線 (閉域網)	単独地域機関を三重県情報ネットワークに接続するための回線のこと。閉域網回線及び回線側機器から構成される。
4	VPN 接続ルータ	県管理の既存機器である。各単独地域機関に1台ずつ配置しており、データセンターに単独地域機関アクセス回線(閉域網)を集約するための機器を配置している。
5	現行回線提供事業者	現在契約中の単独地域機関アクセス回線(閉域網)を提供している通信事業者のこと。
6	情報ネットワーク運用管理 事業者	三重県情報ネットワーク(システム)の保守及び運用を行う事業者のこと。
7	ヘルプデスク	単独地域機関アクセス回線(閉域網)の状態について、職員からの問い合わせを受ける事業者(一次窓口)のこと。



1. 背景及び目的

1.1. はじめに

本仕様書は、単独地域機関アクセス回線（閉域網）の利用に関する仕様ならびに調達範囲を記載している。

1.2. 背景

三重県情報ネットワークの再構築に伴い、閉域網を利用する拠点が増加するため、単独地域機関アクセス回線（閉域網）の更改を実施する。

1.3. 目的

本契約は、単独地域機関を三重県情報ネットワークに接続するための単独地域機関アクセス回線（閉域網）の設計、調達、敷設及び利用を目的とする。

2. 事業概要

2.1. 契約名

三重県行政WAN単独地域機関アクセス回線（閉域網）の利用

2.2. 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

利用開始日は、令和9年1月1日とする。利用期間は、令和9年1月から令和9年3月まで3か月間とする。

契約締結日から利用開始日までを回線準備期間とし、回線提供に付帯する接続作業及び試験を行う。ただし、単独地域機関アクセス回線（閉域網）の切替作業は、令和8年10月31日までにを行うものとする。

本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。また、契約終了日の1か月前までに申し出がない限り、同一条件にて1年ごとに自動延長されるものとする。なお、契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除等があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。

2.3. 履行場所（回線敷設場所）

三重県内24拠点

拠点名	住所
IDC	津市内

三重県北勢児童相談所	四日市市大字泊村 9 7 7 - 1
三重県障害者相談支援センター	津市一身田大古曽 6 7 0 - 2
三重県中勢児童相談所	津市一身田大古曽 6 9 4 - 1
三重県保健環境研究所	四日市市桜町 3684-11
三重県工業研究所	津市高茶屋 5 丁目 5 番 45 号
三重県農業研究所	松阪市嬉野川北町 530
三重県斎宮歴史博物館	多気郡明和町竹川 503
三重県総合博物館	津市上津部田 3060
三重県立子ども心身発達医療センター	津市大里窪田 340 番 5
松阪あゆみ特別支援学校	三重県松阪市久保町 1846-195
くわな特別支援学校	桑名市大字東方字尾弓田 1 0 7 3
特別支援学校北勢きらら学園	四日市市下海老町字高松 1 6 1 番地
特別支援学校西日野にじ学園	四日市市西日野町 4 0 7 0 - 3 5
杉の子特別支援学校	鈴鹿市加佐登 3 - 2 - 2
特別支援学校伊賀つばさ学園	名張市美旗町南西原 2 2 9 - 2
かがやき特別支援学校	津市大里窪田町 3 5 7
城山特別支援学校	津市城山 1 丁目 5 - 2 9
稲葉特別支援学校	津市稲葉町字上野 4 1 0 1
度会特別支援学校	度会郡度会町大野木 1 8 2 5
特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校	尾鷲市光ヶ丘 2 8 - 6 1
石薬師高校	鈴鹿市石薬師町字寺東 4 5 2
特別支援学校玉城わかば学園	三重県度会郡玉城町宮古 726-17
特別支援学校東紀州くろしお学園	三重県熊野市金山町 2496

2. 4. 業務概要

2. 4. 1. 回線準備期間における業務

ア スケジュール調整

情報ネットワーク運用管理事業者と単独地域機関アクセス回線（閉域網）敷設のスケジュール調整を行うこと。

イ 単独地域機関アクセス回線（閉域網）の設計

単独地域機関アクセス回線（閉域網）の設定及び接続について、情報ネットワーク運用管理事業者との協議及び調整を行うこと。

ウ 単独地域機関アクセス回線（閉域網）の調達

単独地域機関ごとに単独地域機関アクセス回線（閉域網）を調達すること。

エ 保守設計

保守フローの検討及び作成を行うこと。

オ 単独地域機関アクセス回線（閉域網）の敷設業務

閉域網回線及び回線側機器の設置及び初期設定を行うこと。また、単独地域機関アクセス回線（閉域網）の疎通確認を行うこと。

カ 既存機器の撤去

現行回線提供事業者と協議し、既存機器の撤去を調整すること。

2.4.2. 提供期間における業務

ア 単独地域機関アクセス回線（閉域網）の提供

単独地域機関アクセス回線（閉域網）の設計に基づき、単独地域機関から閉域網回線及び三重県情報ネットワークに接続できるよう、サービス提供を行うこと。

イ 保守業務

保守フローに従って、単独地域機関アクセス回線（閉域網）の保守業務を行うこと。

2.4.3. 回線提供期間終了時における業務

本県が指定する事業者（本契約終了後の次期単独地域機関アクセス回線（閉域網）等を提供する事業者）と協議し、導入機器の撤去を行うこと。

2.5. 支払条件

ア 単独地域機関アクセス回線（閉域網）の利用にかかる費用は、長期継続契約として月払いとする。また、閉域網回線敷設ほか付帯作業にかかる初期費用は、安定稼働を確認した翌月に支払うこととする。

イ 単独地域機関ごとの月額費用は定額料金とする。

ウ 契約期間中に消費税率の改正があったときは、該当期間について改正後の税率を適用する。このため、各費用は消費税及び地方消費税を除いた金額が分かるように記載すること。

2.6. 注意事項

ア 本契約の業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。

イ 本契約を実施するにあたり、情報ネットワーク運用管理事業者、現行回線提供事業者と協議、調整等が必要となる場合は、本県を通じて、依頼することが可能である。

ウ 本仕様書に記載されている全ての作業に対し、いかなるケースにおいても本県に対し、別途費用を請求することはできない。ただし、本県の要求仕様変更による追加費用については別途協議を行うこととする。

エ 本仕様書に定めのない事項が発生した場合及び疑義が発生した場合は、本県と協議の上、定めるものとする。

オ 契約期間中に単独地域機関の廃止等があった場合、本県と協議し、月単位の契

約金額の減額に応じること。

カ 契約期間中に単独地域機関の廃止等があった場合、本県と協議し、閉域網回線及び回線側機器等の撤去を行うこと。

キ 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(1) 断固として不当介入を拒否すること。

(2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

(3) 委託者に報告すること。

(4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程納期等の遅れ等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

ク 受託者がキの(2)又は(3)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

3. システム構成

3.1. 全体構成

本契約で調達する単独地域機関アクセス回線（閉域網）は、各単独地域機関（VPN 接続ルータ）を三重県情報ネットワークに接続するための回線サービスである。単独地域機関は、VPN 等の技術を用いて本県が指定したデータセンターに接続する。

3.2. 調達範囲

調達範囲は責任分界点までとし、該当範囲におけるすべての機器の準備及び配線作業を行うこと。なお、回線側機器と VPN 接続ルータとの接続では、既設ケーブル等の状態が良好であれば転用してもよい。

3.3. 責任分界点

本契約にかかる責任分界点を以下に図示する。VPN 接続ルータの機器ポート（RJ-45）を責任分界点とする。

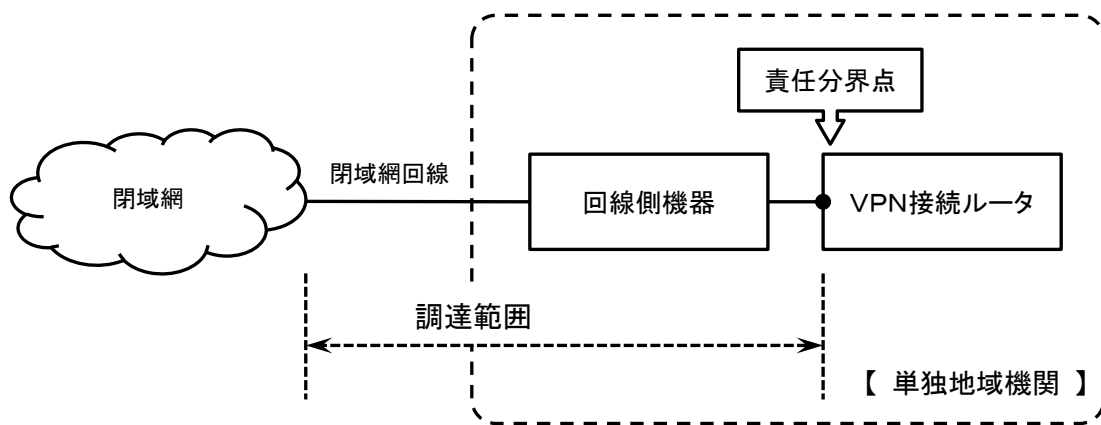


図 3-1：本契約における調達範囲

3.4. 役割分担

単独地域機関アクセス回線（閉域網）の利用にかかる役割分担を以下に図示する。

表 3-1：本契約における役割分担

期間	作業内容	受託事業者	現行回線提供事業者	情報ネットワーク運用管理事業者	事業者 本県が指定する
回線準備期間	回線の敷設スケジュールの調整	○		○	
	回線の調達	○			
	回線の保守フロー作成	○			
	回線側機器の初期設定	○			
	回線の疎通確認	○			
	回線の切替スケジュールの調整	○			

【凡例】 ○：主責任者、△：支援、回線：単独地域機関アクセス回線（閉域網）

3-2：本契約における役割分担（前頁からの続き）

期間	作業内容	受託事業者	現行回線提供事業者	情報ネットワーク運用管理事業者	本県が指定する事業者
回線準備期間	回線の切替作業	○		△	
	VPN 接続ルータの設定変更	△		○	
	VPN 接続ルータの疎通確認			○	
	既存機器の撤去	△	○		
提供期間	回線の提供	○			
	三重県情報ネットワークの監視			○	
	保守設計に基づき保守業務	○		△	
提供終了時	導入機器の撤去	○			△

【凡例】 ○：主責任者、△：支援、回線：単独地域機関アクセス回線（閉域網）

4. 納品成果物

4.1. 文書成果物

受託事業者は、以下の文書成果物を指定された提出期限までに本県に納品すること。納品方法は、電子媒体と紙面での納品を各1部とする。

なお、電子媒体のファイル形式については、本県と事前に協議を行うこと。

4.1.1. 業務計画書

受託事業者は契約締結後、速やかに業務計画書を作成の上、本県に提出し、本県の承認を得た上で業務に取り掛かること。なお、業務計画書の内容は以下のとおりとする。

ア 業務スケジュール

イ 業務遂行体制・業務従事者名簿

4.1.2. 各種設計書、完成図書及び報告書

受託事業者は、各工程の計画、成果を示すドキュメントを作成すること。

ただし、各工程に着手する前に、当該工程において作成するドキュメントに関し、本県と十分に協議すること。

また、内容に関しては、レビュー会を設けて本県に対し十分な説明を行い、内容の承認を得てから納品すること。

表 4-1：成果物の概要及び一覧

No.	成果物	内容説明
1	試験成績書	疎通試験の実績、結果等を示す成果物
2	保守設計書	保守体制及び保守フロー等を定めた成果物
3	保守連絡体制図	保守の連絡体制、連絡先等を示す成果物
4	回線側機器ユーザーマニュアル	回線側機器の再起動方法や LED の状態確認方法等の手順を示す成果物
5	サービス利用規約	受託者事業者が提供する回線サービスにかかる規約等を示す成果物

4.1.3. 打合せ議事録

本契約の業務遂行に伴う打合せの議事録は受託事業者がその都度作成し、本県に提出すること。

5. 回線準備期間における要求仕様

5.1. スケジュール調整

ア 情報ネットワーク運用管理事業者と、単独地域機関アクセス回線（閉域網）の敷設スケジュールを調整し、管理すること。

イ 単独地域機関アクセス回線（閉域網）の敷設スケジュールについては、本県の承認を得た上で、決定すること。

5.2. 単独地域機関アクセス回線（閉域網）の設計

ア 単独地域機関アクセス回線（閉域網）の利用方法について、情報ネットワーク運用管理事業者と協議及び調整を行うこと。

イ 必要に応じて、情報ネットワーク運用管理事業者と本県との打合せに参加すること。

5.3. 単独地域機関アクセス回線（閉域網）の調達

- ア L2 サービス又は L3 サービスの閉域網であること。
- イ 回線速度は、IDC②が上り下りともに 1Gbps 以上、その他拠点は、上り下りともに論理帯域が 100Mbps 以上であること。
- ウ L3 サービスの場合は固定 IP アドレスを各 VPN 接続ルータに 1 つ提供すること。
- エ 回線速度が伝送距離により変動しない回線であること。

5.4. 保守設計

- ア 障害検知もしくは本県からの通知により、原因及び影響範囲の特定、及び保守を行う保守体制と連絡の流れを記載した保守フローを作成し提出すること。
- イ 本県からの問い合わせ先を原則 1 か所とすること。
- ウ 本庁開庁日の午前 8 時から午後 6 時まで電話での問い合わせに応じること。
- エ 必要に応じて、本県と協議し、雷サージ対策を施すこと。

5.5. 単独地域機関アクセス回線（閉域網）の敷設業務

- ア 回線側機器等の設置、配線等の実施及び各種設定作業の上、閉域網回線への疎通確認を行うこと。疎通確認方法については、本県と協議すること。
- イ 回線側機器等の設置場所については、本県の指示に従うこと。
- ウ 回線側機器から VPN 接続ルータまでの配線作業を行うこと。VPN 接続ルータの接続インターフェイスは RJ-45 である。既設 LAN ケーブルを転用してもよい。
- エ 本県の施設に入館する際は、事前に入館者について、本県に連絡すること。また、入館時には施設管理者の指示に従うこと。
- オ 設置場所への納入及び設置作業・配線作業の実施においては、搬入時は本県が別途指示する搬入口及びエレベータを使用し、設備、器物破損を防止するための措置を講じること。
- カ 回線側機器等の搬入時にあたって発生した不要物(梱包材等)は速やかに回収し、受託事業者の責任、負担において、安全に廃棄すること。
- キ 通信ケーブルに負荷のかからないようケーブリングを施すこと。
- ク 回線側機器・電源ケーブル・通信ケーブル等にラベル表記すること。

5.6. 既存機器の撤去

- ア 現行回線提供事業者と協議し、既存機器撤去について調整を行うこと。

6. 提供期間における要求事項

6.1. 単独地域機関アクセス回線（閉域網）の提供

- ア 単独地域機関アクセス回線（閉域網）の設計に基づき、単独地域機関から閉域網回線及び三重県情報ネットワークに接続できるよう、サービス提供を行うこと。

6.2. 保守業務

- ア 保守フローに従って、単独地域機関アクセス回線（閉域網）の保守作業を実施すること。
- イ 障害発生時等に本県が指定する事業者（情報ネットワーク運用管理事業者及びヘルプデスク）からの問い合わせに応じること。また、障害部位の原因特定のために、必要に応じて連携を行うこと。
- ウ 障害原因が閉域網回線にある場合は速やかに復旧作業を行うこと。
- エ 障害原因が回線側機器にある場合は、速やかに代替機器の調整を行い、交換作業を行うこと。
- オ 障害復旧作業の進捗状況を管理し、必要に応じて本県へ報告を行うこと。
- カ 単独地域機関アクセス回線（閉域網）のメンテナンス等、特別な事由で単独地域機関アクセス回線（閉域網）を停止する場合は1か月以上前に連絡し、本県の承認を得ること。

7. 提供期間終了時における要求事項

7.1. 導入機器の撤去

- ア 本県または、本県が指定する事業者（本契約終了後の次期単独地域機関アクセス回線（閉域網）を提供する事業者）と協議し、導入機器の撤去を行うこと。

以上